

〔記入上の注意〕

1 多数離職の届出

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第16条の規定により、事業主は、再就職援助対象高年齢者等のうち、3に述べるように一定数以上の者が一定の理由により離職する場合には、あらかじめその旨を公共職業安定所長に届け出なければならないこととされています。

2 再就職援助対象高年齢者等とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当すること。

- a 離職の日において45歳以上70歳未満であること
- b 日々又は期間を定めて雇用されている者（同一の事業主に6か月を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。）でないこと
- c 試みの使用期間中の者（同一の事業主に14日を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。）でないこと
- d 常時勤務に服することを要しない者として雇用されている者でないこと
※「常時勤務に服することを要しない者」とは、非常勤講師のように毎日勤務に服することを要しない者であって、嘱託等の名称は用いられても毎日勤務に服することを要する者は、ここにいう「常時勤務に服することを要しない者」ではないこと。
- e 事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第9条第2項に規定する契約に基づき雇用する者（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（以下「則」という。）第6条第3項第4号、第5号又は第7号の理由により離職する者を除く。）でないこと
- f 事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第10条の2第3項に規定する契約に基づき雇用する者（則第6条第3項第6号又は第7号の理由により離職する者を除く。）でないこと

(2) 次のいずれかに該当すること。

- a 事業主が法第9条第2項の特殊関係事業主との間で同項に規定する契約を締結し、当該契約に基づき特殊関係事業主に雇用される者（則第6条第3項第2号の理由により離職する者に限る。）
- b 事業主が他の事業主との間で法第10条の2第3項に規定する契約を締結し、当該契約に基づき他の事業主に雇用される者（則第6条第3項第3号の理由により離職する者に限る。）
- c 創業支援等措置に基づいて事業主と法第10条の2第2項第1号に規定する委託契約その他の契約又は同項第2号に規定する委託契約その他の契約を締結する者
- d 創業支援等措置に基づいて、法第10条の2第2項第2号ロ又はハの事業を実施する者と同号に規定する委託契約その他の契約を締結する者

3 届け出なければならない場合

同一の事業所において届け出るべき離職者の数が1か月以内の期間に5人以上となる場合に届け出なければならない。

この場合において、「1か月以内の期間」の1か月は暦の上の1月、2月、3月……12月の1月ではなく、暦に従って計算をする1月であること。（例 2月7日～3月6日）

また、1か月以内の期間に、届け出るべき離職者が5人以上あり、その離職に関してすでにこの届出が行われた後に、更に届け出るべき新たな離職者が5人以上となったときは、さきに行った届出の後の5人以上の者について届出を必要とします。

届け出るべき離職理由は次のいずれかに該当するものです。

- a 定年（65歳以上のものに限る。）
- b 法第9条第2項の継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達したことによる離職（65歳以上のものに限る。）
- c 高年齢者就業確保措置（定年の引上げ及び定年の定め廃止を除く。）の対象となる年齢の上限に達したことによる離職
- d 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第9条第2項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる離職
- e 法第9条第2項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる離職（65歳以上のものに限る。）
- f 高年齢者就業確保措置（定年の引上げ及び定年の定め廃止を除く。）の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる離職
- g 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）、その他の事業主の都合による離職

4 届け出るべき離職者の数の計算方法

届け出るべき離職者の数の算定は、同一の事業所において、暦月にかかわらず1か月以内の期間に発生する2及び3に該当する離職者の数を合計して行って下さい。

ただし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第27条第1項の規定により大量雇用変動の届出が既になされている場合の当該届出によって既に届けられた者及び同法第24条第5項の規定に基づく再就職援助計画の認定の申請により大量雇用変動の届出をしたものとみなされた同条第1項の再就職援助計画に係る者については、多数離職の届出の算定基礎から除き、これらの者以外の者の数が5人以上となる場合に届け出ればよいこととなっています。

5 届出の方法及び時期

届出は、多数離職届を貴事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出することによって行って下さい。

また、届出は当該届出に係る離職が生ずる日の1か月前までに行わなければなりません。当該届出に係る離職が同一の日に生ずるのでない場合には、そのうちの最後の離職が生ずる日の1か月前までに届出を行えばよいこととなっています。

なお、「1か月前までに」とは、多数離職が生ずる日(最後の離職が生ずる日)の属する日の前月における当該多数離職が生ずる日(最後の離職が生ずる日)の応当日(応当日がない場合は、その月の末日)の少なくとも前日までにということの意味するものです。また、その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までに当たる場合には、その翌日まででさしつかえありません。

6 罰則

多数離職の届出をすべきでありながら届出をせず、又は虚偽の届出をした者(法人であるときは、その代表者)は、法第57条の規定により10万円以下の過料に処せられることとなっています。

7 多数離職届の記入上の注意

- (1) ③「離職者数」欄は、2～4に該当する届け出るべき離職者の数を、性、年齢階級別に記入して下さい。
- (2) 離職者の④～⑨までの欄は届け出るべき離職者全員について記入して下さい。枠が不足する場合には、別葉でつけ足して下さい。
- (3) ⑤「離職理由」欄は、3 a～gのうち該当するものの記号を入力して下さい(例：定年の場合は「a」と記入)。
- (4) ⑥「住所」欄は、離職者がいずれの安定所へ求職申込みするかを把握するために必要なもので、市区町村名まで記入して下さい。
- (5) ⑦「再就職の希望の有無」欄は、単に「有」、「無」のいずれかを記入して下さい。
- (6) ⑧「再就職先予定の有無」は、会社の紹介、知人の紹介あるいは自己開拓等により再就職先の予定がある場合には、「有」と、予定のない場合には「無」と記入して下さい。